

申込方法など詳しくは、ご案内するHP(ホームページ)でご覧になるか、☎(問合せ先)へお問い合わせください。
ご来場の際は、感染対策を徹底のうえお越しください。

くらし

献血にご協力を 1月の会場

堺東 献血ルーム	木・第3日曜日、1月1~3 日を除く毎日(要予約)
出雲大社 大阪分祠	2日
アリオ鳳	2・3日
イオンモール 堺北花田	9・10・22日
堺市消防局	13日
イオンモール 堺鉄砲町※	15・16日
北区役所	19日
清恵会病院	27日

※は骨髄バンクドナー登録会を同時実施

問 大阪府赤十字血液センター
(☎0120-326-759)か
市民協働課(☎228-7405
FAX228-0371)か保険医療課
(☎228-7582 FAX222-1406)

野菜づくりはじめませんか 市民菜園の使用者を募集



場所 フォレストガーデン(南区釜室
188-1他) **期間** 4月10日~令和
6年3月24日

¥▷小区画(約25㎡)=3万円
▷大小区画(約50㎡)=6万円
詳しくは市(区)役所市政情報セン
ター(コーナー)などにある申込書
をグリーンカマム口事務局(☎297-
5820)へ。

締切 1月31日(消印有効)

問 同事務局か農水産課
(☎228-6971 FAX228-7370)

ゼロエネルギー住宅の 設置費用の一部を補助

対象 太陽光発電システム、エネファーム、蓄電池システム、エネルギー管理システムなどのスマートハウス構成設備

要申請 2月15日(必着)まで(予算額に達し次第終了)

詳しくは市HP参照

問 環境エネルギー課
(☎228-7548 FAX228-7063)

子どものスマホゲーム課金にご注意



相談事例

小学生の子どもにスマートフォンでオンラインゲームを遊ばせていたら、端末に登録していたクレジットカードで知らない間に課金されていた。カードの利用明細でゲーム会社からの12万円の請求が判明したが、支払わなければいけないか。

アドバイス

原則、未成年者が保護者の同意なく行った契約は、未成年者取消権によりその契約を取り消すことができます。しかし、ゲーム内で成人であると偽ったり、保護者の同意を得ていると偽って課金したりしている場合は、保護者の同意が無いことを証明するのが難しいため、返金されないケースがあります。

また、海外の事業者が提供するサービスの場合など、事業者側が取り消しに応じないことがあります。

子どもがゲーム機やスマートフォンを利用するときは、必ず利用状況を確認し、パスワードや決済情報を管理しましょう。機能を制限する「ペアレンタルコントロール」を設定することも有効です。

トラブルを防ぐために、日頃からスマートフォンやゲームを利用する際のルールを家族で決めておくことが大切です。

不安なことや困ったことがあれば、早めに消費生活センターへご相談ください。

問 消費生活センター
(☎221-7146 FAX221-2796)

病原体や細菌を媒介する ネズミの捕獲・駆除相談に応じます

ネズミは感染症の病原体や食中毒細菌などを媒介するほか、家屋などに被害を与えます。

生活衛生センターでは、捕獲かごの貸し出しや駆除方法などの相談に応じています。

問 同センター
(☎291-6464 FAX291-6465)

マイナンバーカードを申請しよう!

要申込 いずれも予約制

持物 本人確認書類2点と通知カード(ない場合は写真付きの本人確認書類が必要)

■マイナンバーカード出張申請受付

いずれも**時間** 10~16時45分

▷**日程** 1月14~17日

場所 ダイエーおとり店(西区鳳東町7-733)1階中央広場横イートインコーナー

▷**日程** 1月21~24日

場所 ウエルシア堺深井水池店(中区深井水池町3094)ウエルカフェ

▷**日程** 2月5・6日

場所 ダイエー北野田店(東区丈六183-18)地下1階イートインコーナー

詳しくはHP(QRコード)参照



■堺市マイナンバーカード普及促進センターで申請受付中

日時 1月4日からの月~土曜日9時30分~17時30分(木曜日は19時30分まで)

場所 堺タカシマヤ(堺東駅直結)9階

詳しくはHP(QRコード)参照



問 堺市マイナンバーカード普及促進センター
(☎072-600-0181 FAX275-5766)

マイナンバーカード 区役所に休日交付窓口

窓口 マイナンバーカードの交付と返戻された通知カードの受け取り

日時 1月30日(日)9~12時

場所 区役所市民課

対象 マイナンバーカードの受け取りは交付通知書が届いた方

持物 交付通知書、通知カード、本人確認書類

問 区役所市民課
(☎FAX区版1ページ)



知ってほしい 「アスベスト」のこと

アスベストは、建築材料として多く使用されてきました。しかし、吸入することによる健康被害の問題が明らかになり、昭和50年代から段階的にアスベスト建材などの新たな製造・使用などが規制されてきました。アスベストを使用した建物は、多くが老朽化し、令和10年頃に建て替えのための解体などがピークを迎えると予想されています。建物解体などの際には、アスベストに関し調査や届出など、関連法令に基づく手続きが必要です。市では、アスベストの飛散防止、健康被害防止の取組を進めています。

■アスベスト研修

解体などを行う際の関連法令と、手続きのポイントについて学びます。

対象 ビルのオーナーや建築物の解体などに携わる方

日時 1月26日(水)14~16時40分

場所 市役所

要申込 1月4~20日

詳しくは市HP(QRコード)参照



問 環境共生課
(☎228-7440 FAX228-7317)

微小粒子状物質(PM2.5) 注意喚起情報にご注意



PM2.5が黄砂などの影響で高濃度になりやすい時期を迎えています。府では、PM2.5が高濃度になると予想された場合や黄砂情報が大阪管区气象台から発表された場合、注意喚起などの情報をメールで配信します。「おおさか防災ネット」HP(QRコード)の「防災情報メール」から登録してください。

注意喚起があるときは、できるだけ不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動を控えましょう。



問 環境共生課
(☎228-7440 FAX228-7317)